

笛吹市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、笛吹市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体（以下「事業所等」という。）に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力していると認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (2) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (3) 消防団長等 消防団長のほか、区長、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付することが適当と認められる事業所等について、市長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条第1項に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が笛吹市消防団員として、1名以上入団しており、当該従業員の消防団活動について積極的に配慮し、その処遇に不利益のないよう配慮している事業所等
- (2) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 市長は、前条の規定により認定を行う場合は、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(表示証の交付)

第6条 市長は、協力事業所の認定を行ったときは、表示証（様式第2号）に市名、交付年月を付して当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 表示証は、協力事業所の見えやすい場所に表示するものとし、協力事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等に表示させる場合は、表示証の寸法の縦及び横を同率に拡大又は縮小させたものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 市長は表示証の交付に際して、消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第3号)を備え付け、協力事業所の名称、住所、表示有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことはできない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 協力事業所が事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき。
- (4) その他協力事業所としての表示が適当でないとき。

2 市長は、当該認定を取り消す場合は、その理由を協力事業所に文書で通知するものとする。

3 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、笛吹市消防団への協力内容及びその他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、総務課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。